平成２５年（フ）第６９２号
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字佃30番地
破産者　平間　芳子
1　破産債権の届出期間　平成26年12月19日まで
2　一般調査期日　平成27年１月21日午前10時30分
平成26年11月５日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
兵庫県明石市大観町４番５号、前住所兵庫県明石市松が丘北町1096番地の９
破産者　増田　高志
1　破産債権の届出期間　平成26年12月19日まで
2　一般調査期日　平成27年１月27日午前10時20分
平成26年11月４日
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２５年（フ）第５６号
秋田県南秋田郡五城目町高崎字里下22番地
破産者　株式会社ファーストエーティー
特別調査期日　平成26年12月８日午前11時
平成26年11月６日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７号
秋田市寺内蛭根２丁目13番６号　蛭根ハイツ101、前住所秋田市飯島長野上町１番74号
破産者　舘岡　重敏
特別調査期日　平成26年12月８日午前11時
平成26年11月６日
秋田地方裁判所民事第２部

免責許可決定

平成２６年（フ）第２００号
新潟市江南区舞潟1285番地
破産者　赫澤利津子
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２５号
東京都八王子市兵衛２丁目35番２号
清算株式会社　エム・イー・エス・アフティ株式会社
代表清算人　内田　省壽
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第１００１号
岩手県陸前高田市高田町字大石沖３番地47
清算株式会社　高田酒販株式会社
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
盛岡地方裁判所第２民事部

監督命令

平成２６年（再）第１号
釧路市大川町２番５号
再生債務者　釧路キャッスルホテル株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　釧路市鶴ケ岱１丁目10番47号　弁護士法人稲澤法律事務所　弁護士　簑島　弘幸
平成26年11月４日　釧路地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２６年（再）第２号
栃木県宇都宮市長岡町797番地38
再生債務者　篠﨑　暢宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年10月31日
宇都宮地方裁判所第１民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第１号
横浜市港北区新横浜３丁目20番12号新横浜望星ビル３階、商業登記簿上の本店所在地川崎市川崎区旭町２丁目18番13号
再生債務者　株式会社インターエナジー
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項後段に定める事由がある。
平成26年10月31日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再）第１号
兵庫県姫路市花田町小川38番地８
再生債務者　徳永　浩明
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年11月４日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再）第２号
兵庫県姫路市四郷町上鈴148番地
再生債務者　水瀬　　勇
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年11月４日　神戸地方裁判所姫路支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第２１号
福島県郡山市富久山町福原字陣場213番地の10コーポ中島106号
再生債務者　福内　純一
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月26日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月９日から平成26年12月16日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２６年（再イ）第１０４号
埼玉県蕨市中央６丁目９番17号
再生債務者　真木　雄二
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月26日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月10日から平成26年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１０７号
さいたま市西区大字高木123番地116
再生債務者　江口真由美
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月26日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月10日から平成26年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１１９号
埼玉県鴻巣市吹上富士見４丁目２番８号　吹上ダイヤモンドマンション205号
再生債務者　中山　吉信
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月26日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月10日から平成26年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１２０号
埼玉県川口市栄町３丁目１番11―410号　プライムアーバン川口
再生債務者　郡　　由美
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月26日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月10日から平成26年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第７９号
埼玉県狭山市根岸２丁目27番６号
再生債務者　木谷　　勲
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月26日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月10日から平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第８１号
埼玉県狭山市広瀬東１丁目10番11号
再生債務者　頓所　昭男
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月26日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月10日から平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部